

- ①平成29年3月末で、【フラット35】S(金利Aプラン)のトップランナー基準は**廃止**となります。
- ②平成29年3月31日までに交付された「住宅事業建築主基準に係る適合証」は、4月1日以後も、【フラット35】S(金利Aプラン)の要件確認書類として**利用可能**です。

注1:平成29年3月末で登録建築物調査機関は廃止され、4月以後「住宅事業建築主基準に係る適合証」の交付は行われなくなる予定です。  
 注2:「建築物省エネ法」※に基づくトップランナー基準(平成29年4月1日施行)に適合する住宅は、一次エネルギー消費量等級5の適合証明申請をしてください。

	【フラット35】S(金利Aプラン)				【フラット35】S(金利Bプラン)	
	トップランナー基準	認定低炭素住宅	一次エネルギー消費量等級5	性能向上計画認定住宅	断熱等性能等級4	一次エネルギー消費量等級4
基準レベル	概ね 一次エネ消費等級 <b>5</b>	一次エネ消費等級 <b>5</b> + 断熱等性能等級 <b>4</b>	一次エネ消費等級 <b>5</b>	一次エネ消費等級 <b>5</b> + 断熱等性能等級 <b>4</b>	断熱等性能等級 <b>4</b>	一次エネ消費等級 <b>4</b>
手続	登録建築物調査機関が確認	所管行政庁が認定	-	所管行政庁が認定	-	-

**3月末廃止**



これまでトップランナー基準を利用していただけ、4月以後はどうすればいいんだい？

金利Aプランならプログラム計算が必要ですが「一次エネ等級5」が比較的利用しやすいですね。


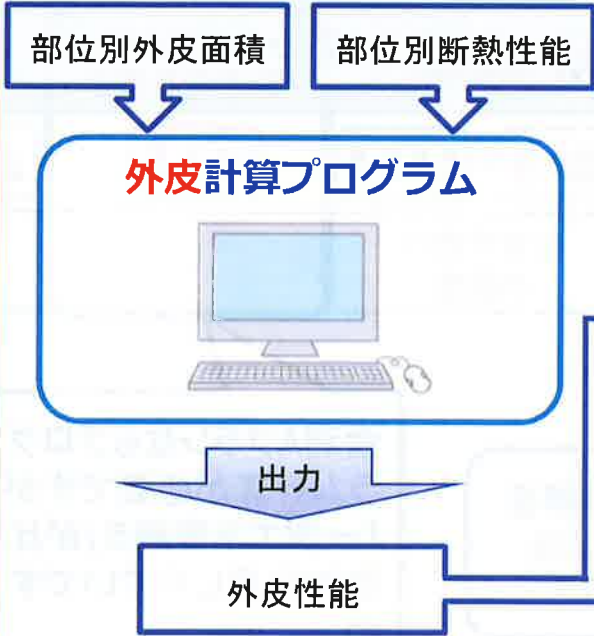



金利Bプランなら計算を行わず仕様を選択できる「断熱等級4」が利用しやすいですね。この場合、開口部の性能を少し上げる必要があります。

(参考)【フラット35】S「住宅事業建築主基準」と「一次エネルギー消費量等級5」の比較【フラット35】

平成29年3月末廃止

一戸建て住宅

	住宅事業建築主基準※ (トップランナー基準)	一次エネルギー消費量等級5
基準レベル	概ね一次エネルギー消費量等級5 住宅事業建築主基準プログラム	一次エネルギー消費量等級5 H28省エネ基準プログラム
計算プログラム	<p>設備仕様</p>  <p>「住宅事業建築主の判断基準 WEBサイト」 (<a href="http://ees.ibec.or.jp/">http://ees.ibec.or.jp/</a>)</p> <p>出力</p> <p>計算結果</p>	<p>部位別外皮面積 部位別断熱性能</p>  <p>居室等面積 設備仕様</p>  <p>出力</p> <p>計算結果</p>

※ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく住宅事業建築主基準